

都議会のあり方検討会協議結果（案）  
「会議等を長期欠席した場合の議員報酬の扱い」

○減額開始を適用する欠席期間

（1 定例会）

○適用対象となる会議等

（本会議、委員会）

○減額率

（不支給）

○適用除外とする事項

（出産、公務災害、通勤災害、感染症、類するもので議長が認めるもの）

（病院又は診療所への入院及び退院後の療養であって、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認めるもの）

○減額の始期

（要件を満たした日の属する月の翌月）

○減額の終期

（会議等出席日の属する月の前月）

○期末手当への反映

（不支給月分は算定から除外）